

平成27年第6回関川村議会定例会会議録（第1号）

○議事日程

平成27年9月10日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 7号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第63号 村道路線の廃止について

○追加日程

- 第 1 議案第64号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第4号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 7号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第13 議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算(第2号)

第14 議案第63号 村道路線の廃止について

○追加日程

第1 議案第64号 平成27年度関川村一般会計補正予算(第4号)

○出席議員(10名)

1番	近	良平	君	2番	伊藤	敏哉	君
3番	小澤	仁	君	4番	加藤	和泰	君
5番	鈴木	万寿夫	君	6番	高橋	忠夫	君
7番	高橋	正之	君	8番	菅原	修	君
9番	伝	信男	君	10番	平田	広	君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平田	大六	君
副村長	佐藤	忠良	君
教育長	佐藤	修一	君
教育課長	稲家	誠	君
総務課長	伊藤	保史	君
税務会計課長	井上	広栄	君
建設環境課長	高橋	賢吉	君
農林観光課長	伊藤	隆	君
住民福祉課長	中束	正子	君
総務課参事	加藤	善彦	君
税務会計参事	田村	久美子	君
農林観光参事	板越	昌生	君
代表監査委員	大戸	三男	君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤	充	代
主査	小池	由美子	

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回
関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、加藤和泰さん、5番、
鈴木万寿夫さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（近 良平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願い
いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る9月2日、役場第2会議室において、平成27年第6回定例会の運営について、議員及び事
務局職員出席のもと議会運営委員会を開催しました。その協議結果について報告します。

最初に、会期については、本日9月10日から18日までの9日間とし、審議日程については、お
手元に配付の日程割表（案）のとおりであります。

まず、本日の会議では、会期の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程
を行います。

その後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

なお、平成26年度決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審議を
行います。

常任委員会終了後から、14日まで決算審査特別委員会の分科会を開催し、付託議案の分割審査
を行います。

15日から17日までは議案調整、各委員長の事務整理日とし、休会とします。

18日は午後2時から決算審査特別委員会を開催します。午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱い等について申し上げます。

報告第7号は平成26年度健全化比率及び資金不足比率の報告案件です。報告の後、代表監査委員の審査意見書の報告を求めます。

認定第1号及び認定第2号は、平成26年度各会計及び水道事業会計の決算認定案件です。一括上程し、代表監査委員の決算審査意見書の報告を求め、質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第57号及び議案第58号は条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の総務厚生常任委員会へ付託します。

議案第59号から議案第62号は各会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の各常任委員会へ付託します。

なお、一般会計補正予算案件は、産業建設常任委員会へ付託します。

議案第63号は村道路線の廃止案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、審議をし、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は、8月26日正午で締め切り、6名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、閉会前までに受理されたものは、本定例会中の所管常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会後に派遣が必要なものは最終日に議長提案とします。

以上、報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月18日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び同法第235条2第3項の規定により、平成27年6月分及び7月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

本定例会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。

村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成27年第6回定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多用のところをご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、本日はご承知のように秋雨前線や台風、低気圧などが活発になっておりまして、風雨が続いております。北関東から真つすぐ福島県、そして新潟県北部にまで強い雨が今降っているところがあります。関川村もそのエリアにありますので、危険性の可能性もありますので、気象庁や関係機関からそのような情報がありました際には、対処させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承お願い申し上げます。

今回の本定例会にご提案いたします案件は、報告案件2件、決算の認定案件2件、条例改正案件2件、特別会計の補正予算議案4件、以上10件であります。

なお、債務負担行為の設定を内容とする一般会計補正予算を追加提案させていただく予定にいたしております。追って、上程の際には詳細にご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、それぞれご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の定例会招集挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名であります。発言を許します。

初めに、4番、加藤和泰さん。

○4番（加藤和泰君） おはようございます。よろしく申し上げます。

人口減少問題に対する移住者定住促進について、村の方針をお聞きします。

現在、関川村の総人口は約6,000人とされています。関川村のみならず全国の地方自治体では出生児より死亡者が多い自然減により少子高齢化が加速しています。一方で、過疎や限界集落と言われる農山村に子育て世代の若者が移住するという農村回帰現象がふえている自治体もあるそうです。その中には現在首都圏在住で父母が地方出身であり、幼いころからお盆や正月に通っていた祖父母のもとへ親世代を飛び越えて移住するという孫ターンという現象も見られるようです。

このように地方への移住、農村回帰にはさまざまなパターンがあり、豊かな自然環境や温泉を有する我が関川村にも何かしらのチャンスがあるように思います。もちろんこれが全て関川村にも当てはめられるとは申しませんが、10年、20年、さらにその先の村を思うとき、次のような取り組みを検討する考え、また既に取り組みされている具体的な事例があればお聞かせください。

1. 首都圏などの人口の多い地域での移住サポートセンター（仮称）などの窓口の設置。
2. 役場内での移住相談態勢の整備（専門部署の開設や相談員態勢）
3. 関川村ホームページによる移住に関する情報の専門サイト開設による情報発信。
4. 移住相談会や実際に移住を体験する機会の創出。
5. 村内の空き家を活用した空き家バンク（仮称）などの整備。

このような問題につきましては、行政側のみでの考えではなく、例えば百人委員会を設置し、村民から参加いただき、さまざまな意見を集め、幅広く議論を深めて官民一体となり、よい方向へ進んでいくというのはいかがでしょうか。現在、我が関川村が飛躍的に人口を増やすというのは難しいと考えます。しかし、行政、村民が知恵を絞り、「むら・ひと・しごと」をいかに創生し、関川村を経営していくか行政側の方針をお聞きします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） だいたいいただきました加藤和泰議員のご質問にお答えをいたします。

本年の10月1日を基準日といたしまして国勢調査が実施されますが、5年前の平成22年では関川村は6,438人でありました。今回の調査で6,000人を割るのではないかと推定されております。

人口減少対策は、村の早急に取り組むべき課題でありまして、そのための対策の一つといたしまして村への移住を促進することも重要であると私も認識いたしております。国におきましても、大都市から地方への移転を促進するための対策を重点施策として掲げ、後押しとなる支援を進めております。

そこで議員からのご質問、5点について順次お答えをいたします。

まず、第1点であります。首都圏は大都市、首都圏や大都市に移住サポートセンターなど窓口とする施設の設置についてであります。

小規模の自治体であります関川村が単独で都市部に設置することは難しく、すぐにその実績があり、田舎暮らしやU・J・Iターン希望者を支援しております東京の千代田区有楽町にありますN

PO法人ふるさと回帰支援センターという法人を活用するのが現実的であろうかと考えておりました、その方向で進めたいと思います。

次に、2番目のご質問であります、役場の中に移住相談の専門部署の開設や相談員態勢を整備してはどうかというご質問であります。

近年、移住についての問い合わせは年に数件ありまして、その都度現在の担当部署であります総務課の企画財政班、この班などで対応しております。村の職員数を今まで減らしてきていたこともありまして、新たな部署に割ける人員も難しいことから、今後は外部委託を含めて相談態勢を整えていきたいと考えております。

次に、3番目のご質問でございますが、ホームページによる移住情報の専門サイト開設についてのご提案であります。

村のような情報を提供し、村への移住を促進するために専門サイトの開設の必要性は十分に認識しておりまして、順次これに取り組んでいきたいと思っております。

次に、4番目のご提案であります、移住相談会や実際に移住を体験する機会の創出であります。村には滞在して村の暮らしを体験する施設といたしまして上野新地区にあります光兎寮があります。まずその活用を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、5番目のご質問であります、空き家を活用した空き家バンクなどの整備についてのご提案についてであります。空き家の活用につきましては、さまざまな情報誌に特集して取り上げられておりますし、実際に成功例もたくさんございます。それらも参考にしなければならないと考えております。

村が6月に空き家について調査をいたしました。198件の回答がございました。それをベースに現在、NPO法人であります都岐沙羅パートナーズセンターに委託して実態調査を実施しております。この危険空き家と活用できる空き家に分けまして今後の対応を考えてまいりたいと思っております。活用可能と判断される空き家は持ち主への意向調査を行い、ホームページで公開いたしまして移住促進につなげたいと考えております。

しかしながら、これまでも集落の区長さんなどの意向をお聞きいたしますと、移住してきた場合の集落内での問題も想定されておりますことから、慎重な対応を求める声もございます。また、移住に伴います生活全般、特に収入を得るための働く口の紹介や集落の皆さん方との融和、子育て支援などさまざまな課題が出てまいりますので、それも含めて今後検討が必要であると考えております。

また、百人委員会の設置をしてはどうかというご提案でございます。関川村でも過去に大勢の村民の皆さんのご意見と支援をいただくために、そのような委員会の設置を検討したことがございました。それを継続的に機能させることが難しかったという経験もあります。ご提案の趣旨は

十分に理解しております。全く同じ趣旨で昭和57年に設置いたしました40人で構成いたしております。関川村総合振興審議会が、ご提案の機能を果たせるのではないかと考えているところであります。

最後に、村民が知恵を絞りながら関川村を持続的に活性化していくための行政側の方針はというご質問について説明をいたします。

村行政の目標は村の総合力を高めるということで、これが責務であります。何か一つの分野に取り組めばよいというものではありませんで、村民の皆さんが関川村に誇りと自信を持つための政策、生活の基本となる雇用の確保や産業振興、よりよい環境で人を育てる教育の充実、安心して暮らせるようにするための健康づくりや社会福祉の充実、生活していくために必要な公共施設の整備、安心安全を確保するための防災対策、行政運営のための財源の確保など、全てにわたって責任を持っているところであります。

そこで、今第6次総合計画の策定、あわせて国から求められております人口ビジョン、これとひと・もの・しごとづくりの総合戦略、これを今年度中に策定するべく全庁的にかつ村民意識調査、そして関川村総合振興審議会などでご意見や具体策の集約を進めているところであります。これが村のマスタープランでありまして、これを基本にして村政を運営してまいります。これがまとまりましたときには議会でも十分にご説明いたしますので、ご審議をいただきたいと思っております。

以上、お答えをいたしました。ご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（近 良平君） 加藤さん。

○4番（加藤和泰君） ありがとうございます。

人口減少対策を中心とした地方創生はとても重要な課題になります。人口減少が続けば経済活動も低下し、また地方の企業は衰退、行政サービスも低下します。そして、さまざまな地域社会の機能が失われていくことを考えます。地方に住みたいと興味のある人はかなりいるかと思っておりますので、暮らしやすさを発信し、また同時に強い危機感を持っていただき、人口減少対策に取り組まれることを要望し、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 今の質問。答え要らない。（「結構です」の声あり）

次に、2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 議席2番の伊藤敏哉でございます。

それでは、私から一般質問をさせていただきます。私からは職員の養成につきましてお伺いいたします。現在、職員の養成についてどのような考え方や方法で行っているか質問させていただきます。

我が関川村にはたくさんの財産がございますが、その中でも最も貴重な財産は職員であると思っております。小さくてもきらりと光るむらづくりを目指す関川村むらづくり基本条例で村政運営についての条文であります第13条第3項には「村は、村の発展及び村民との協働に必要な政策調整能

力を備えた村職員の養成に努めなければならない」とあります。職員はみな採用試験を突破された優秀な人材でありますことは村民誰もが認めるところでございます。そして、採用後は40年前後の長きにわたり村民の福祉の向上のため、誠実かつ積極的に職務にあたるわけでございます。

昨今は、多様性の時代といわれ、家庭環境も多様となり、子どもに対するしつけの方法なども各家庭によりさまざまであり、雇用する側としては一律な指導や育成は難しいという面もございます。このような時代背景もあり、職員の養成はとても難しい課題であると思いますが、将来の関川村を担う立派な職員を養成することは村民が最も期待するところであります。

あるときは村民の立場を思い、村民に寄り添いながら職務を進める繊細さを持ち、あるときは大胆に同僚や上司に意見やアイデアを提案できる柔軟性を持った職員を一人でも多く養成することは村づくりを進める上で最も重要な課題の一つであると思います。職員の養成に関する村長の考え方、研修などによる養成の方法と村独自の取り組みがあればお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 職員の教育、養成につきまして、ただいま伊藤敏哉議員からご質問いただきました。お答えをいたします。

村の職員は村行政のかなめの役割を果たしておりまして、関川村の大きな財産の一つであるという議員のご意見には私も同感でございます。今後数年で幹部が大勢定年を迎えることもありまして、職員の資質向上と意欲の醸成、醸し出すことではありますが、この醸成は急いで進めなければならない大きな課題であり、その観点からお答えをいたします。

平成15年3月に関川村は合併をしないことを選択いたしました。早速村の財政内容を精査しまして経費の削減に努めてまいりました。その一環といたしまして常勤特別職の給料は県下30市町村で最も低くいたしましたほか、非常勤特別職につきましても議員を含めまして県下で最低水準に減額するということとともに職員数の削減を実施してまいりました。

しかし、これにあわせた一般職員の給与を減額することはいたしませんでした。それは職員の意欲にも関係することであると考えたからであります。人件費削減を目的に職員数の削減を実施したために職員一人一人の役割や仕事の量が多くなっておりますので、資質の向上は一層重要になっております。

職員の資質向上対策といたしましては、村で関川村職員人材育成基本方針、これを平成24年1月に制定いたしましたので広く職員に周知いたしましたので、それに基づいて人材育成に努めているところであります。

その基本方針では、人材育成を必要とする背景をまず明らかにして、目指すべき職員像、職員の姿であります。これを踏まえた具体的な方策と人材育成推進体制の整備を行うこととなっております。

ます。

村では、この方針によりまして県市町村総合事務組合が実施しております階層別研修や行政法、民法などの専門研修、また千葉県幕張にあります市町村職員中央研修所、これは通称「市町村アカデミー」といっておりますが、これへの派遣などの職場外の研修を積極的に捉えて職員を参加させております。

また、独自の研修といたしましては毎月勤務時間を終えてから庁内で多彩なテーマで職員研修講座を開催しております。このほかに情報の共有を目的に、また組織力の向上を狙いといたしまして隔週ごとに朝礼を行っております。また、庁内報の発行など行っているところでありまして、チームワーク、連帯感の醸成に努めているところであります。

さらに、今年度からは県との交換派遣を開始いたしました。県の仕事を体験する中での職員の資質向上と人脈形成などが目的でありまして、期間は2カ年であります。これは今後とも毎年1人ずつ派遣することを継続してまいりたいと考えております。

なお、法律に従いまして来年度からは職員の人材育成と能力の向上を目的といたしました人事評価制度、これを始めます。この制度は職員の勤務状況やその能力などを評価するものでありまして、この実施によりまして職員の能力を有効活用いたしまして住民サービスの向上に役立つものであると考えております。

その上で、よその自治体と比較して遜色のない給与水準を確保いたしまして働く意欲の向上にも努めたいと考えております。このような状況を村職員として長年勤務されて経験のあります議員にも、一層ご理解、アドバイスをいただきたいと思っております。以上であります。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ただいま丁寧かつ詳細なご答弁をいただきまして、まことに感謝申し上げます。各種研修への参加、村独自の取り組みとしましては基本方針を定めていらっしゃる。それから特別の職員研修、それから庁内報、それから県との職員交換研修ですか、各種大変鋭意取り組まれていることに敬意を表します。村独自の取り組みとしまして私の提案も含めまして関連の再質問をさせていただきます。

私は、昭和56年度から平成22年度までの30年間、村職員として勤務させていただきました。昭和56年といいますと今から34年前になります。その当時、私の直属の上司はみずから範を示しながら職員としての言葉遣いですとか立ち居振る舞い、また酒席でのマナーに至るまで親身に指導していただきました。恐らく私を指導されるその都度、この職員を一人前に育てるんだと、そういう覚悟と勇気を持って接していただいたものと思っております。私は当時、20代の初めのころでございますので、当然ながら上司の思い入れを理解することができず、上司の指導を煙たがったこともよく覚えております。

しかし、職員としての経験年数を重ねていく中で当時の上司の教えが、このときのために教えてくれたのかということが指導していただいたときの情景とともに思い出され、感謝の気持ちを抱いたことは数知れません。当時は直属の上司でなくともいろいろな場面で先輩上司が若い職員を育てていくという職場環境、それから風土というものが確かにあったという思いを持っております。このように仕事を進めていく中で職員を育成していくことをOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというふうに申しますが、このOJTの利点は指導を受けた内容が体験、経験として記憶に強く刻まれ、忘れないということだと思います。

例えば、OJTの一つの方法として新人職員時代から一定の年齢、役職に達するまで職員ごとの指導係を務める先輩職員を決めて育てていく体制ができれば、指導される側、指導する側ともに職員としての資質を高めていくことにつながるのではないのでしょうか。組織の中で先輩、上司が若い職員を指導し、育てていくことは当然のことかもしれませんが、先ほど申し上げましたように指導される側はもちろん、指導する側も多様でございまして取り組みの意欲にも個人差がございします。先ほどご答弁いただきました現行のさまざまな研修体制、それから育成方針ですとか村の独自な取り組みをされているわけでもございますけれども、マンツーマンでのOJTを仕組みとして取り入れることで村の将来を担う職員の養成を、より確かなものにできるのではないかと考えます。

ここで、村長にお伺いします。

現在、村において職員を養成していく体制は、先ほどのご答弁にもありましたように十分鋭意取り組まれているというふうに思いました。若い職員を先輩、上司みんなで育てていくという職場環境ですとか職場風土、これらは確実に関川村に根づいているというふうにお考えでしょうか。

それがまず1点と、また先ほど一例としてご提案いたしましたマンツーマンでのOJTのような仕組みづくりについて、ご検討の余地があるかどうか、その2点につきまして再質問をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、第1点のご質問であります。先ほど村長がお答えした、それで十分だと考えているかという、まずご質問であります。100%十分ではない、まだ道半ばであると私は考えております。

次に、マンツーマンということでもありますけれども、今特別な指導係というのは持っておりません。先ほど申し上げました関川村職員人材育成基本方針、この方針の中には課長のやるべき仕事、班長のやるべき仕事、課長を補佐してやるべき仕事、また一般の職員の仕事などに分かれながら、それぞれ評価基準を設けているところであります。

また、先ほどはお話をいたしませんでした。私どもの村には春に国家公務員で地方の行政に入って1週間ほど研修したいという、そういう国の職員を受け入れております。毎年6月ごろに数人

が一つの班になって参りまして、その後1週間、担当を決めて、その人たちを現場で指導したり村の様子を説明したりする、それを担当を決めてその指導をさせておりますので、そのことも一つのこちらの側としても勉強でないかなと考えております。

それと似たようなことは、時々村にボランティアで参ります国際ボランティア学生協会、あの学生の人たちも大蛇の祭りだけでなく年間に何回か村に数名来られますので、それを担当する職員がみずから勉強になるような、そういうチャンスも考えておるところであります。

以上でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（近 良平君） 伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 率直なご答弁をいただき、まことにありがとうございます。ぜひともさらなる職員の育成、養成に係る取り組みを充実させていっていただきたいと思います。「鉄は熱いうちに打て」という言葉もございますので、特に若いときについた先輩の指導というのは非常に大切であると私も実感しておりましたので、よろしく願いいたします。

繰り返しになりますが、職員は村の最も大切な財産であります。この財産を磨き、育てあげることで人づくりの関川村、人材の関川村といわれるような村づくりを、ぜひとも進めていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 一般質問者に申し上げますが、質問に限るとというのが原則なんで、よろしく願います。

それでは、次に、3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 議席3番、小澤 仁です。質問を2点ほどお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、最初の質問であります。私を含めて今回6人が先般7月26日の村議会議員改選における選挙において当選させていただきまして、今、議員として活動させていただいてるところではあります。この関川村における村議会議員選挙の選挙公報についての質問であります。

当村における村議会選挙の選挙公報は、現在出せない状況になっております。選挙権が年齢が2歳引き下げられ、18歳以上に国民の選挙権が与えられるということもあります。村民の行政に対する意識も高まる、ますます高まることが予想される中、村長は現在の状況についてどのようにお考えなられているのでしょうかというのが1つ目の質問であります。

2つ目の質問ですが、この村の基幹産業でもあります農業、農家の後継者育成についてであります。

村は基幹産業であります農業の振興を挙げられておりますが、農家に対する国及び県、それらの補助・助成の制度は今幾つも出ております。しかし、村内農家の方々が、この助成・補助について皆さん取り組んで、活用されておられるかという点を考えますと、少ないというのが現在の状況か

と思います。それは農家の高齢化に伴い、後継者の問題が非常に重くのしかかっており、設備投資等の投資がしづらいところだと考えられます。

そこで、村として農業後継者対策について、独自の考えがありましたらお答えいただきたいと思っています。以上であります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま小澤議員から2つのご質問いただきました。

まず、議会議員選挙におきます選挙公報のご質問についてでございます。

選挙公報の発行を含めまして選挙に関する仕事は村長の所管ではございませんで、関川村選挙管理委員会の所管となっております。来年の選挙から議員ご指摘のように選挙権が20歳から18歳に引き下げられますので、有権者のためにも情報を提供するということが重要であると私も認識いたしております。選挙公報の発行につきましては、いろいろの条件がございますので、後ほど関川村選挙管理委員会の書記長を兼務しております総務課長、あるいは書記を兼務しております総務班長から説明をしてもらうことにいたします。

次に、2番目のご質問であります農家の後継者育成についてでございます。

ご承知のように、村の基幹産業であります農業を振興させるために担い手の確保を含めた後継者対策は極めて重要であると考えております。これまでもさまざまな対策を講じてまいりましたが、十分な効果がなかなか上がらないというのが現状でございます。

国では、地域の担い手と農地の問題解決に向けまして地域の未来設計図として「人・農地プラン」、これを地域で話し合いながら作成し、その実現に向けて取り組むように指導をしております。村でも村内を5つの地区に分けた営農単位で人・農地プランを平成25年3月に策定いたしまして、さらに毎年見直しを行いながらプランの実現に向けて取り組んでいるところであります。

また、国では就農希望者の支援や新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、最長、最も長い期間で5年間を支援しているところであります。村内においても合わせて3名が、その支援を受けておりまして、継続して取り組んでおります。引き続き、人・農地プランの実現に向けた支援をしてまいりたいと考えております。

事務的なことが必要でございましたら担当課長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 選挙公報について、現在わかっている範囲でお話させていただきます。

以前は村のほうの選挙にも選挙公報がございました。それがどのように廃止になったのか、ちょっとこちらのほうで調べたんですが、はっきりつかめておりません。以前は候補者の方から原稿をもらって、そのまま校正しないで載せるという形で公報しておりました。

今後でありますけれども、議会のほうで選挙公報がやはり必要だという総意といいますか、議会のほうからの要請文等ございましたら、こちらの選挙管理委員会でその方向で検討させていただいて議員さんと協議を開始したいと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

まず、1点目の選挙公報について再質問お願いいたします。

選挙公報を出すに当たっては条例改正、条例改正じゃないですね、条例を新たにつくらなければならないというのは十分承知しております。その条例をつくる際に議員のほうからの要請ですとか議員単独での発議というのが必要だというのは承知しておったんですが、今回の村議会選挙は定数が10名になったところに対して立候補者が16名立ちました。地域で立候補者が出てる、もしくは親戚が立候補したという方は、地域からだから、親戚からだからということでそちらを応援する、そちらを支持するという、言葉は悪いですが、従来どおりの今までどおりの地縁・血縁みたいな形でなったのではなかろうかと思われそうですが、本当に若い世代の人たちですとか、行政に対して本当にこういう人に議員になってほしいという方を選びたいと思ったときに、現行の選挙の制度のようなあり方であれば選ぶことの比較対象がなかったというのが今回の選挙でいろんな村民の方からいただいた意見であります。

そのことに対して、村長も実際議会選挙というのをごらんになって、どのように感じられたかなというのを今回聞きたかった趣旨でありました。今後、この条例策定については、また議会のほうからでもさせていただこうとは思いますが、そういった部分、村長の率直なお考えを聞きたかったんですが、もう一度お願いしてよろしいですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 先ほど小澤議員のご質問に対しまして村長が答弁した、その中に私はその情報を知ることは大事であると。わずかのフレーズではありますけれども述べさせていただいております。

また、近年、地方議会ではなくて新潟県議会、この中でもこのことが論議されてるということも承知いたしております。

また、先般の私どもの村の村議会議員の選挙の前後におきまして村民の方が新潟県内の商業新聞に投書をされまして、情報が非常に不足で有権者は選択に困ったのではないかなというような投書も出ておまして、それも承知いたしております。いずれ、選挙管理委員会の中で今の議員のご提案はきっと取り上げていただけるものと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

では、2つ目の質問の後継者育成についてのお考えというところではありますが、人・農地プラン、それから地区単位に分けた農業支援というものが、これらが、あの、県からもそういった声が上がっての支援政策でありまして、各日本全国の各所でこういった取り組みっていうのはなされてるわけでありまして。

ただ、この村というのは本当に基幹産業が農業であります。米農家が大変大勢いる中での経済活動行われておるわけなんですけれども、ほかの商業関係者を見ても、やっぱり米が不作の年、農収入が少ない年っていうのはやっぱり経済的にもやっぱりすごく村の中で、どういったらいいですかね、落ちこんでしまう、活気がなくなってしまうような状況の中で、村独自としてこういった農業を支える後継者育成に対してピンポイントに支援をするっていうお考えは村長の中にあるか否かを再質問させていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 農業の問題につきまして毎年生産者の会議を持っております。私もその中の代表を仰せつかっております。国の支援策、それで実情に合わない部分は村のいわゆるつけ足しとかそういうものも講じておりまして、国の恩恵が受けられない、そのはざまの部分何とか地方行政で補っていただく、このような観点からそれも注目しているところであります。

しかしながら、ご承知のように農業を、国の政策が毎年変わってまいります。同じ内容でも名称が変わったり、あるいはそれが急になくなったりというようなことで国の農業政策が毎年前年と同じような状況の中での安定性、そういうものがないのが現状でありますので、非常に苦慮しているところであります。大きなものにつきましては、県の補助の橋渡しとか、そういうものを努めてまいりますと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

今ほど村長からご答弁いただきましたように、日本の農業政策というのは本当に毎年毎年のようにはころころ変わる猫の目行政といわれている中で、一番そういった面で困惑しているのが農家の方々であります。支援といいますと、やっぱり経済的なものというふうに考えがちなんですけれども、国の財政村の財政考えてみますと、じゃ農業にだけ特記してできるのかという難しいところもあるかもしれませんが、そういった経済的補助、支援以外の支援というのってあるんじゃないかなというふうに私は個人的に考えておりますので、そういったところも含めて今後農業行政についてご支援いただければなというふうに考えております。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 今の質問じゃない。（「そうです」の声あり）質問だ。（「いや、答弁いいです」の声あり）答弁の要らない発言はやめてください。（「はい」の声あり）

休憩します。11時15分まで。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番、鈴木万寿夫さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 5番、鈴木万寿夫ですが、村のバイオマス発電事業について、2点質問させていただきます。

私は、電力の地産地消について関心を持っていましたので、雇用の確保、林業の活性化、村への増収を図れるのであれば大賛成でした。平成24年10月に行われたパイオライザージャパンの説明会の資料を見せてもらったところ、幾つかの疑問点もありましたが、こうした村の前向きな取り組みに期待していました。

本来、こうした事業を始めるには、村として仲介者が持ってきた案にこだわることなく他の複数案について検討・調査し、それぞれのメリット・デメリットを比較検討した資料を作成し、説明して理解してもらった上で賛否を問うべきだったのですが、それをしないで平成25年8月の臨時議会で仲介者の案をもとに議会に諮り、この事業を進めることに決まりました。メーカーの資料だけでは、専門技術的なことを含んでいますので、当時の多くの議員は理解できないまま採決に臨んだようです。いつまでもたっても工事が始まる様子もなく、村民は早く説明会を開催してほしいと要望しても、村長は「しかるべき時にやりたいと思っています」との一辺倒で具体的な時期を示しませんでした。

私は、一村民として疑問を感じ、役場の新エネルギー対策室を訪れて、この事業の基本計画を見せてもらえませんかと同ったところ、担当者の答えは「ありません。隠しているわけではないんです」とのことでした。基本計画の中には、調査工事、設計発注、土木工事、建築工事、設備工事、電気工事、材の確保、経費、保守要員の養成、運用試験、接続試験等の日程内容が示されていないものではないものです。それがなかったのです。つまり計画性がなかったがために話が二転三転したり村民に対する情報公開をできなかったのです。

その後、パイオライザー社への調査設計委託料と称した木材の熱量調査に2,500万円の支払いや平成25年11月には村長を初め学者ほか数名がシステム確認のためドイツへの出張費等として600万円が村民の税金から支払われています。

平成26年2月に学者が来庁し、このシステムでは所望の電力は得られないとの報告があり、この仲介者並びにメーカーの信頼性のなさが露呈しました。村のこの事業への取り組みの甘さがこうし

た結果を招いたのです。

村長は、この時点で当初の計画を断念したとのことでしたが、その後、時を経ずして、また同じ仲介者から、それならもっと高性能な潜水艦にも使われているスターリングエンジンを使ったシステムがあります。これをアメリカの会社が企業進出のような形でやりたいとの提案があったとの話でした。計画が大幅に変更になるのであれば、また同じ間違いを繰り返さないためにも村として十分調査検討し、再度議会の承認を得るべきと考えるのですが、それもないまま受け入れる方向で進んでいます。現在行っている太陽光発電とは全く違い、この事業は村が大きなリスクを担う可能性があるのです。

5月13日に、ようやくバイオマス発電の村民説明会がありましたが、無駄な説明ばかり多くて村民の納得するようなものではありませんでした。そんな中でもスターリングエンジンの社長に質問したところ、1畳ほどの大きさに1,000キロワットの発電能力のあるエンジンとのこと、細部の資料については契約しなければ開示できないとのことでした。通常使われているエンジンの3倍の出力ということでしたが、比較対象が何かを聞く時間がそのときはありませんでした。

5月28日に伝 信男議員を含め4人でつくば市の、茨城県のつくば市にあるスターリングエンジンを世界中の研究者と情報交換しながら研究開発している会社を訪れてお聞きしたところ、1基で1,000キロワットもの発電能力のあるスターリングエンジンは、まだこの世に存在しないとの話でした。このことについて、6月定例会の一般質問で伝 信男議員が村長に質問しましたが、村長の答弁は「アメリカの会社が責任をもってやるので検証の必要はない」との答えでした。「村民がそのことに疑問や不安を抱いているのであれば至急調査し、お知らせします」というのが誠意ある答えではないでしょうか。

このバイオマス発電事業が成功するか否かは木材の長期的安定確保とエンジンの発電効率が重要なかなめの部分です。そのかなめの一つであるエンジンのデータがわからなければ附帯設備の設計もできませんし、資金がどれだけ必要になるのかさえわかりません。1基で1,000キロワットの発電能力のあるスターリングエンジンは、あるとはいうものの誰一人カタログですら見た人がいません。

そこで、1点目の質問ですが、広島の実験家が来庁して所望の出力が得られない旨の報告を受け、当初計画は断念したとのことでした。その時点で、その結果を真摯に受けとめて、それまでの事業の進め方に疑問を感じなかったのでしょうか。

次に、2点目の質問ですが、村民がこの夢のような大型スターリングエンジンの存在に疑問を感じていることですので、その存在を早急に調査し、目に見える形で村民にお知らせするお考えはありませんでしょうか。以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま鈴木万寿夫議員からバイオマス発電事業につきましてのご質問をい

いただきました。2点の質問にお答えをいたしますので、ご理解をいただきたいと思います。この事業の提案がありました平成24年以来、その状況は20回近くにわたりまして議員の皆様にもご説明をいたしてまいりました。それらのことも踏まえながら、ご説明を申し上げます。

村がこの事業に取り組んでまいりました目的は、一つは少子高齢化が一層進んでおりまして、関川村の人口も急速に減少しております。そのような中で政策を進めることの一つであります雇用の機会の確保などが重要であると考えております。雇用の機会の確保や結婚対策、子育て支援、高齢者対策、魅力ある地域づくりなど、若い皆さんが関川村に定着してもらえるようにするため、積極的な施策を推進しなければなりません。これが基本的な課題であります。村民の皆様方の意識調査などにおきましても、いつもトップにありますのが働く場所の確保、あるいは林業、産業、観光などの産業振興でありまして、これらは生活していく上で基本となります収入を得る対策で極めて重要であると考えているところであります。

木質バイオマス発電事業も、その一環として位置づけております。去る5月の13日には説明する側の関係者はほぼ全員がそろった中で村民説明会を開催いたしまして、たくさんのご質問をいただきました。そのような中で2点、今ご質問いただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、第1のご質問であります、専門家の期待した出力が出ないという報告を受けて断念したとき、事業の進め方に疑問を感じなかったかどうかというご質問でございます。

この事業は最初、村が主体となってガス化エンジンによる機械システムで行うことを念頭に資金確保に動きまして、そして専門家のご意見をお聞きしてまいったのであります。しかしながら、ガス化の機械の性能は期待どおりでありましたが、ドイツへの視察の後に、それに連結する効率のよいエンジン、エンジンのほうであります、エンジンが確保できないことがわかりまして、そこで提案してまいりました業者に新たにスターリングエンジンの導入の提案が出てまいったのであります。歴史的にも古い理論のスターリングエンジンではありますが、この規模のシステムの稼働実績は乏しく、村のリスクが大きいと予想されることから、村が事業主体となってこれに取り組むことはリスクが大きいと判断して村が主体となって取り組むことを断念いたしましたのであります。

その後、相手方から資金もアメリカ側で確保して村のリスクがない形で進出してきたという全く違った内容での提案があり、村はそれを受け入れて現在の動きになっているものであります。

当初提案がありましたガス化による発電事業の検証につきましては、産業総合研究センターの専門家と大学教授のお二人をお願いをいたしました。私と担当職員、その専門家2人、それに関係者ととともに一昨年の暮れにドイツの機械メーカーを訪ねまして確認をしてまいりました。それは村が主体となって取り組むべき事業であるかどうかの確認であります。

その結果、専門家2人の評価は、ドイツで特許を持つガス化、ガス化のほうであります、このガス化の機械については、「おおむね良好」であるという検証の結果でありました。したがいまし

て、ご質問にありますように専門家からガス化の機械がだめだという評価をもらったものではありません。ということで、ご理解をいただきたいと思っております。このようなわけで、私は疑問というものを感じなかったのであります。

次に、第2のご質問であります。スターリングエンジンの存在を調査して目に見える形で村民に知らせる考えはないかというご質問であります。

できればそのようにいたしたいと考えているのでありますけれども、現在進出するとしているアメリカの企業にとりましては、このエンジンのことが最大の企業情報でありまして、村としてどこまで可能なかは相手次第であります。今後の協議の中で努力はしてまいります、企業といたしましては、その情報を私どもには詳細知らせてはおりません。

なお、事業費全てを人の資金を当てにして進めている事業であります。村の資金で、また村の主導で進めることができないために皆様にすっきりしない印象を与えているのではないかと考えております。

また、村のリスクを低くするためにできるだけ早く株式会社パワープラント、設計側、これの増資を進めてまいり、関川村の出資割合を2割程度にしたいと考えております。出資割合が下がりますと利益の配当もそれだけ少なくなりますが、リスクも同時に低下すると考えてるところであります。

なお、国や県でも我が村の取り組みには注目していただいております、林業に関心のある他の自治体も注目をいたしております。関川村の事業が全国の優良モデル事業として早期の事業化が実現するよう一層努力をしてみたいと思いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） これについて、ちょっと再質問をお願いします。

今までかなり年数かかってやってきましたが、なかなか進展しないということなんで、新エネルギー対策室というのがありますけど、再生可能エネルギーについて調査検討、資料を作成したり各種申請手続をやる部署だと思っていましたので、当然基本計画の作成にも携わっていたものと思いましたが、システムの調査等はしてないとお聞きしました。現在進めている事業の基本計画は誰がどこがつくっているのか。また、その計画書を見せてもらうことはできないのでしょうか。それが1つ、1点目です。

あと、もう一点、現在潜水艦にも使われてるエンジンといわれて、すごいエンジンかなと思う村民も多いかもしれませんが、実は小型のせいぜい60キロワット程度のものです。9月4日の行政説明会、これ議員に対する行政説明会でしたが、村長は、このメーカーの社長に聞いたら大型スターリングエンジンは稼働しているとはいうものの、どこで稼働してるかという、その場所は言わなか

ったということです。実用可能な大型スターリングエンジンの存在を調査確認することが、この事業を進める上でのスタート点だと思うのですが、また国産の実績あるスチームターボエンジン方式を再利用する選択肢というものはないのでしょうか。

以上、2点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、第1点の事業の計画書というものはないのかというご質問でありますけども、先ほどお答え申し上げましたように、この事業主体がアメリカのスターリングエンジン会社が主体で、アメリカの出資者がそのバックにあるというようなことで進めておりますので、基本計画書というものは私どももまだ見ておりません。受け入れる側の条件、その土地のレイアウトとかそういうものを早急にいただいて、それに対応したいと考えているところでありますが、まだ計画書は私どもの中にもございません。

次に、スターリングエンジンの調査を今後どうするかというご質問でありますけども、ただいま鈴木議員が申されましたような状況が今ございます。先般、今月の初めにスターリングエンジンの会社の社長が参りましたときにアメリカにも何か所かあるけども場所は申し上げられない、そういうことでありますし、日本の中にもあるかどうかということは申し上げられない、そういうことであります。

ただ、そこへついてきた技術屋のお話であります、そのエンジンの大きさはシリンダーの径が4インチ、ピストンの口径は6インチ、それぐらいの規模であります。それが往復で12インチになりますので、日本のセンチメートルに換算いたしますと、そのシリンダーの大きさは直径が10センチ、ピストンの口径が30センチぐらい、排気量にしますと1,200ぐらいの排気量である、そういうことが黒板に書いて、数字を書いて説明してくれました。1,200ccぐらいの小さな排気量ではありますけども、そこへ持ち込む水蒸気の圧力が300ポンド、これもポンド・インチの計算でありますので、なかなか換算でわかりにくいのでありますけども、圧力が300ポンド、気圧に直しますと200気圧を超える、そういう臨界的な圧力を、そのシリンダーの中へ入れるというメカニズムであると。

また、200キロの圧力になりますと、当然温度は沸点は上がってまいりまして、その沸点は、これは私が計算で出したのでありますけども、水温が300度から400度近くへ上がる、そういうようなボイラーで、そのシリンダーに圧力を注入する、そういうことは実際それを設計する人の話から承ったところでありまして。

また、このエンジンは日本でもこの研修会があると承っておりますので、担当の職員を派遣してその研修会に出てもらい、それでそれがわかり次第、また情報を公開してまいりたいと、このように考えております。

その中身については、現在の段階ではそういう状況で、私どもはそれよりさらに詳しいことは

承知してないのが事実であります。（「スチームタービンの検討」の声あり）

それから、また私の説明で不足のところは副村長に補足させますので、お願いします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 村長から丁寧に、わかる範囲でしかありませんでしたけどご説明申し上げました。鈴木さんからは、その計画の取りまとめはどこでしてるかというご質問と、それから蒸気タービンの採用は選択肢にないかという、そういうふうに私受けとめたんですが、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

計画の関係については、そのスターリングエンジンをつくっているH S S Eという社とそれから中の仲介をしておりますフゲンという会社があるんですが、主にその連携でどうしていくかということを決めながら私どものほうに申し入れをしてきたものです。

そういうことありますので、技術的に最先端の技術でありますもんですから、私のどもに細かく技術的なことを説明しても私もわかりませんが、村長は詳しいですけども、そういうところで疑問を呈しながら計画を聞いているところであります。

それから、蒸気タービンの採用はないかというお話でありましたが、山形新聞によれば今上山のところでも計画が一つありまして、2,000キロ、2メガのところでは材が3万トン必要だということありますので、我が村のほうで今検討してるのは2通りなんですけども、2メガ弱だと8,000トンから1万トンで足りるということですから、3倍の材料がないと同じ規模の発電はできないということありますので、よそで注目、関川村注目してるのは少ない材で多くの電気を発電できるということに注目してるわけありますので、そういう観点で比較して明らかに効率のいいほうでやれるということ、やればなという期待をして村では取り組んでおります。

先ほど村長が申し上げましたように、村が金を出して村主導でやればそんなことできるんですけども、全部人の金でやろうとしてるところに疑問があったり、また皆さん方にご説明することがなかなかできなかったり、あるいは村民の皆様も疑問に感じるどころ、人の金でやるところが最大の原因かなというふうに思っておりますが、村のリスクのないように、しかも事業が成功するように頑張っていきたいということで今進めております。

計画のところ、それから蒸気タービンを採用する意思はあるかという点に対しては、今申し上げたとおりであります。

○議長（近 良平君） 鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） いろいろありがとうございます。

村長のスターリングエンジンに対する説明についてはちょっと、恐らくほとんどの人は理解できなかったとは思いますが、主体がアメリカが主体でやるというものの、運営は村が関係してるもんですから、もし、できたら、本当に実用可能な大型スターリングエンジンがどこであるのか、

アメリカなのかどこかわかりませんが、それを実際に見てくるようなことはできないものでしょうか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） そのスターリングエンジンの会社の社長がここにあって、ここで話していますといえば、それを見に来ると、見に行くということはやぶさかではございませんが、先ほども申し上げましたように、どこでやってるかというのを今教えていただけない現状でありますので、それも含めて努力はしなければならぬと考えております。

また、国内にもスターリングエンジン普及協会という機構があって、発足して13年になってるといふ情報もございますので、また一方、ございますし、またスターリングエンジンはアメリカだけのものではなくてヨーロッパにも何カ国かでそのような名前のエンジンがあるという情報もありまして、その方式とか細部にわたって多少違うのか、その辺のところはわかりませんが、そういうスターリングエンジンという名前のエンジンがアメリカの会社だけでなくよそこにもあるという状況の中ですので、一層それを機密にせざるを得ないのかなというふうには推測は今しているところでもあります。（「はい」の声あり）

○議長（近 良平君） 質問ですか。（「いや、これで終わります」の声あり）はい。

次、6番、高橋忠夫さん。

○6番（高橋忠夫君） ごめんください。高橋忠夫でございます。よろしく願いいたします。

村長は2003年、村の自立を決断され、小さくてもきらりと光る村を内外に発信、合併での財政、過疎化住民等の声を総合的に判断して自立の道を進めてまいりました。大蛇パレードは県から産業資源として認定されました。教育では小中学校の統合と校舎建築などに対し、心から敬意を表しております。

少子高齢化、過疎化対策など重要課題では地方創生の総合戦略に期待します。戦略作成を外部委託にしない関川村では、村づくり基本条例に沿って住民の意見、村民の声を最大限生かしてほしいと願っております。

早速質問ですけれども、今、鈴木議員とダブる面もあると思いますけれども、幾つかお尋ねをいたします。

第1点は、発電システムであります。

今までの議会では予算など可決承認され、着々と進んでいると思っておりましたが、会社が発電システムの変更され、進展していない。議会での一般質問をネットで見ても明確でなく、村の主体性も感じられません。お聞きいたしますが、なぜ発電実績のないスターリングエンジンなのか、しかもなぜ海外メーカーなのか。メリットにも触れ、村民にわかるように教えてください。

第2点は、発電設備についてであります。

日本でもある企業がようやく55キロワット程度のものが実証試験を始めたとあります。ところで、事業説明会の資料によれば発電量が2,000キロワット／アワー未満とありました。仮に単機出力が50から60キロワットとすると2,000キロワットの発電をするには30から40台もの並列運転が必要となるはずですが、この台数を系統並列するのは、私にはとても考えられません。お聞きいたしますが、このようなことも考えて発電所建屋の大きさや膨大な発電設備を構想されているのかお聞きします。

第3点は、雇用の問題とメンテナンスについてであります。

説明では約20人の雇用を見込んでおるとなっております。それには専門的技術者の確保が必須であります。さもないとメンテナンスにも数々の支障が出てまいります。単純に村民の雇用というわけにはいかない事情があります。技術者の雇用について見通しがあるのかお聞きいたします。

第4点は、今後のスケジュールなどについてであります。

5月13日の説明会資料では、9月中に発電関連詳細設計発注とありました。これは誰が誰に対して発注することになるのでしょうか。8月末の時点でお聞きしますが、出されていて当然と思われませんが、仕様書等はメーカーから提出されているのでしょうか。お聞かせください。

㈱パワープラント関川は事業主体であります。説明会資料によれば資本金は600万円で、595万円を村が出資しております。税金を使っている会社だから村民が関心を持たなければならないのは当然です。パワープラント関川の体制と現時点の事業に対する対応についてお教えてください。

村民の関心はかつてないほど高く、また多方面に及んでいますが、その一つ、木質バイオマス事業にかかわって、これまで村が支出してきたお金の額と用途を教えてください。

次に、障害者の福祉対策についてお尋ねします。

厚生会の会、現在は「三気の会」に名称が変わってるようですが、以前に実施されていた昼食会を含むささやかなレクリエーションが2年前から、2年前あたりから廃止され、楽しみがなくなると継続を望む声を聞いておりました。月1回、その日を心待ちにしたのも事実であります。障害者同士の交流、スタッフとの交流も大切なものとして受け取られていたことを知ったところでありますが、この小さい福祉こそ大きな福祉につながる第一歩だと思っております、福祉の充実につながっていくものと考えます。健常者でも一人では生きていけません。触れ合いがいかにか大事かと認識していただきたいと思っております。予算的にもわずかと思っております。小さくてささやかなお願いではありますが、復活できないか伺いいたします。以上です。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 高橋忠夫議員の木質バイオマス発電事業につきまして、まずお答えし、その後、福祉のことのご質問もお答えをいたします。

まず、第1に木質バイオマス発電事業につきまして、6点についてのご質問をいただいております。順次お答えをいたします。

なお、村が事業に取り組んだ目的と経緯などにつきましては、先ほどの鈴木万寿夫議員のご質問の際に説明させていただきました。

そこで、ご質問にお答えをいたします。

まず、第1点であります。海外メーカーのスターリングエンジンを導入することについてであります。

村が事業主体でなくなりましたことから村がシステムを選択することはできませんので、この点ご理解をいただきたいと思っております。私どもが説明を受けてるところでは、既存のエンジンに比べ、少ない木材で高い発電能力があるということが最大のメリットと考えております。近年、最近は全国各地で建設が進められておりますが、2,000キロワット程度での木材確保量はおおよそ3万トンとされております。スターリングエンジンには大変多くの、先ほども申し上げましたように方式がありますが、今アメリカから導入しようとしているエンジンは必要な木材量が約1万トンでありまして、燃料の効率から見れば約3倍ということであります。

次に、第2点、発電設備であります。

進出企業の側の説明によれば、スターリングエンジン1台に4台のジェネレーター、発電機が連結されておまして、2,000キロワットの発電ができるとされております。発電機のほうは国産を想定してるようですが、それを前提にして建物なども建設されるものと考えております。

次に、第3点、オペレーターの関係でございます。

専門技術者の確保の見通しについて、長い間荒川水力電気にお勤めの高橋議員のご指摘のように、専門的な知識をあるいは専門的な資格を持った技術者が必要であろうと考えております。事業会社であります株式会社パワープラント関川では、今、資金がありませんので会社の陣容がそろっておりませんので、資金の確保次第、早急に体制づくりを進めることにしております。ぜひともまたこれについてのアドバイスをいただきたいと考えております。

次に、4点目であります。今後のスケジュールのことでございます。

5月の住民説明会におきましては、9月中に着手したいという希望を持っている旨のご説明を申し上げます。今ほど申し上げましたように事業費全額を相手の金を当てにしているために、その決定によって動かざるを得ません。このような状況をご理解いただきたいと思っております。新潟県内では既に着々と発展している木質バイオマス発電所がありまして、また県知事からも早い着手を期待していただいているところでもあります。早急にこれを進めたいという意欲は持っております。3月までの構想の事業では、経済産業省の認可もいただいております、電力会社との接続の協議、それも現在は終わっている段階でございます。

また、第5点目、株式会社パワープラント関川についてであります。

現在は、約600万円の資本金のうち、600万円の資本金のうち、村の出資は595万円であります。先

ほども申しあげましたように、これをできるだけ2,000万円程度に増資して村は2割程度の400万円にしたいと考えております。出資してくださる会社などもありますので、そのような計画で今進めているところであります。

この会社が事業主体となりますが、資金確保ができておりますことから現在は社長の永井伸治さんだけであります。中心となる人たちのうち、一部は見込みをつけておりますが、まだわかりません。資金が確定し次第、早急に体制を整えることといたしております。現時点でも永井伸治社長には事業推進で主体となって取り組んでいただいております、感謝をしているところであります。

次に、これまで木質バイオマス発電事業を推進するに当たりまして村が支出した金額と、その使い道であります。

村も支出してきました金については、予算について、その都度議会の議決をいただき、また決算についても決算書と決算認定資料に詳細に記載、詳細に記載し、その決算も議会で承認をいただいているところであります。これまでもたびたび説明してまいりましたように出資金は595万円であります。村では内外の会社や団体に出資してきておりまして、その内容は議員の皆様にも差し上げている決算書に詳細に記載してあります。また、貸付金は3,000万円であります。事業資金が確保された際には、できるだけ早く村に返済していただく約束をいたしております。

総務課に新エネルギー対策室を設置しておりまして、専任職員1名、兼務の職員1名、期間を区切った嘱託職員1名という体制であります。この組織の職務は村のエネルギー政策全般でありますために木質バイオマス事業の支援だけでなく太陽光発電事業や小規模な水力発電事業、また国や県とのエネルギー政策の調整なども所管させておりますので、人件費は省略をさせていただきます。

また、平成24年度から26年度の決算資料におきましては、ガス化機械の検証に専門家2名と私、担当職員1名を派遣し、また検証していただいた謝礼、試験対象となった木材の調達とドイツまで送った経費などを含めて418万円、株式会社パワープラント関川の設立に伴います登記関係費用34万円、施設関連排水管新設実施設計委託料73万円、その他関係職員の出張旅費、旧土沢小学校校舎を事務所に使用するために一部改修いたしました経費などがあり、出資金、貸付金、人件費を除き3年間で1,223万5,898円、3年間で1,223万5,898円であります。ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、2番目のご質問、障害者福祉対策についてお答えをいたします。

三気の会は昭和58年から20年以上続いた厚生会の会。厚生、厚生労働省の厚生であります。厚生会の会を受け継ぎ、平成19年度から自主的な会として立ち上げて活動してまいりました団体であります。この会では、花見の会やバーベキュー、芋煮会、忘年会などたくさんの活動を続けてきておりまして、村も会の活動に期待をしながら支援してまいったところであります。

しかしながら、残念なことには会の代表の方が体調を崩しまして継続できない状態になってしま

いました。ほかの会員にその役割を果たしてほしいとお願いしたのでありますけども、高齢などの理由によりまして引き受けるお方がなくなり、残念ながら三気の会は解散となっております。本年の4月には会の残金を村の社会福祉協議会へ寄附されております。このような現状であります。

三気の会のほかにも村が補助金を交付している団体といたしまして、精神障害者が家族にいる方々の関川村精神障害者家族会あけぼの会、もう一つ知的障害者が家族におられる方々の関川村手をつなぐ育成会の2団体があります。担当職員も会の行事には参加いたしております。会員皆様のお声を身近に聞かせていただいております。そのことによりまして、困ったことなどを行政に気軽に相談できる体制づくりになればと思っております。ご質問にございました村が予算を削減したのではないということ、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、今後もこのような会の活動が継続されることに期待するとともに、財政的なことも含めて、その時点でご支援をさせていただきたいと考えております。実情を説明申し上げます。以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） ありがとうございます。

それで、私の質問の第2点目なんですけど、9月4日に行政報告会がございました。それで永井社長のほうからは1,000キロワット程度のものがアメリカの数カ所で運転されているが、機密事項が多すぎて稼働場所も開示できない旨の話がありました。それで私は質問したんですけど、関川村で初めて実証試験を考えてるのではないのかという質問に対しても否定はなく、その方向もあるように感じられましたけど、その辺納得できるような説明をお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいまのご質問は、私も思っているやっぱりことでありまして、先ほども申し上げましたように、それ以上の情報は私どもにも提供されておらない、このような現状であります。

したがって、先ほど申し上げましたように来月、たしか下旬と思っておりますけども、東京でこのエンジンの研究会、検証会があると承っておりますので、それも一つの情報手段でないかなと思っておりますし、また本日、議員の皆さん方からもそのエンジンの中身についてのご質問いただきましたので、その旨もアメリカの会社にお伝えいたしまして、開示できる部分は開示していただくように働きかけたいと考えております。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○6番（高橋忠夫君） どうもありがとうございます。

今いろいろあるんですけども、以上で私の質問を終わらせていただきます。財政の手をかり、村民の安心、幸せのために、その負託に応えていかななくてはなりません。それが我々に課せられた使

命だと思っております。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 答弁要らない質問を、しないでください。

休憩します。13時15分まで休憩します。

午後0時09分 休 憩

午後1時15分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。7番、高橋正之君。

○7番（高橋正之君） 議席番号7番、高橋正之と申します。よろしく願いをいたします。

関川村は第1次産業である農業が最大の産業であると思っております。農民の一人として農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える人と農地の問題が壁になって将来の展望が見えない状態になっております。そこで、人と農地の問題を解決し、将来につなげていくために4点ほどお聞きしたいと思っております。

1点目、集落や地域で圃場整備や用排水路の整備など要望書を提出しましたら、進めていく上で条件などありましたら、やっていただけるのでしょうか。

それと、2点目、農地周辺にサルやイノシシ、ハクビシンなどが出没し、荒らされている状態があります。その対策などお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

3点目、猟友会の会員が激減していると聞いておりますが、支援や育成などお考えがありましたら聞かせていただきたいと思っております。

4点目、各集落からいろいろな要望書が提出されてると聞いておりますが、優先順位はあるのでしょうか。そして、あるようでしたらそのわけをお伺いいたしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま高橋正之議員から農業問題につきましてご質問いただきました。順次お答えをいたします。

まず、第1点目であります。集落や地域で圃場整備の要望書を提出したら整備してくれるのかどうかというご質問でございます。

関川村には土地改良法に基づきました土地改良事業を施行する組織として関川村土地改良区があります。現在は村の農地の約半分程度を管理していますが、村としては村内の全ての農地を管理できるようにしてほしいと願っているところであります。それによりまして国や県との協議が円滑化することと、役場にはそれだけの技術職員がないこともありまして、それを期待、改良区にカバーできることを期待いたしてるところであります。

また、財源の確保が課題でもあります。国や県からの支援を受けるには、どの補助制度の採択基準に当てはまるかがあります。さらに、受益者の同意が得られるかどうか、クリアしなければならない幾つかのハードルがありますので、まず関川村土地改良区あるいは村の農林観光課にご相談をいただきたいとお願い申し上げます。

次に、第2点目の有害鳥獣対策、鳥や獣であります。有害鳥獣対策についてであります。

有害鳥獣といたしましては、サル、クマ、イノシシ、ハクビシン、また近年はニホンジカなどが心配されております。最近、有害鳥獣の出没地域が拡大しておりまして今まで見かけなかった集落にもサルやイノシシが出没したとの情報が寄せられているところであります。村では新潟県猟友会村上支部、その支部の関谷分会と女川分会に重点地域の巡回駆除を委託いたしまして被害防止に努めているところであります。また、農作物被害防止対策といたしましては関川村鳥獣害、鳥や獣の害であります。関川村鳥獣害防止対策補助事業、これを制定いたしまして電気柵や爆音器などを購入する場合に助成をいたしております。

なお、国の法律も制定されましたことから平成25年11月に関川村有害鳥獣被害防止対策協議会、この協議会を設立いたしまして村やJA、農協であります。村や農協、共済組合、猟友会等と情報共有等連携を図りながら効果的な対策に努めているところであります。

本年4月からは荒川漁業協同組合も対策協議会に参加いただきまして、カワウ、鳥であります。カワウによる被害防止のため駆除を実施することにしております。今後とも関係機関との連携を図りながら被害防止に努めてまいります。

次に、3点目のご質問であります。猟友会の会員の育成ということでございます。

村の猟友会は村上支部に所属しておりまして、先ほども申し上げましたように関谷分会と女川分会の2つの組織がありますが、会員数は10年前と比べて半分に減っております。現在26名となっております。

村では、狩猟免許や猟銃所持許可証の新規取得を支援するために平成25年7月に関川村有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業、関川村有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業、この事業を制定いたしました。これは新規免許取得者に対して取得に要する経費について県と村が助成するものであります。猟友会員が減少する原因の一つになっております狩猟登録維持に係る経費軽減策について検討していきたいと考えております。

また、ハクビシンなどの小動物によります作物被害も増加しておりますが、わな猟、わなかけであります。わな猟の免許取得者が少ない現状で敏速な対応のためには各地区に配置したいのであります。わな猟の免許取得時の助成も、これも検討していきたいと考えております。

実務的なことで詳細説明が必要でありましたら担当課長にも説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

最後のご質問であります、集落要望の取り扱いについてであります。集落要望全般についてお話を申し上げます。

集落要望は毎年新年度予算の編成の前に各集落の区長さんをお願いをいたしまして集落での要望を取りまとめて報告していただくようお願いしております、毎年提出されております。村では、提出いただきました内容を、担当する各課で精査検討を行いまして予算に反映すべきか振り分けません。

その際の点検項目では、緊急に取り組みが必要であるかどうか、またほかの集落との整合性はどうか、また村が行わなければならない仕事であるかどうか、県の関係もありますので、村が行わなければならない仕事であるかどうかも検討しなければなりません。また、財源の確保はどうか、また事業の規模は適正であるかどうか、あるいは用地の確保はできているかどうか、また関係機関や団体との調整はできているかどうかなど、さまざまな観点から調査をいたします。

そのようにして実施すべきであると担当課で判断した場合は総務課の財政担当にこれを要求します。それらを積み上げて村長など幹部が会議を開いて協議いたしまして、最終的に村長が予算の案を決定いたします。その上で議会の皆様方に提案いたします。このような手順になっております。集落要望は大切にしておりますことを、まずもってご理解いただくようお願いをいたします。

なお、それに対する村の取り組みも回答しておりますので、集落でもそれを参考に次の年の要望を、またその参考に、それを参考にさせていただいてるのが現状でございます。以上であります。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） サル、イノシシ駆除に対してのことなんでありますが、電気柵の補助金という事で補助がなされていると聞いておりますが、上限があるようなんですけれども、拡大するお考えはあるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、3点目の猟友会のことなんですが、個人的に年間で5万円くらいはかかるというふうに聞いているんですけれども、その辺の経費の補助は出るものかどうか、それもちょうとお聞きしたいと思っております。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 電気柵のことにつきまして、また猟友会の経費につきまして詳細でありますので、担当の課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 1点目の電気柵の上限というようなことでございますけれども、上限といたしましては50万円を今のところ考えておまして、それで実行してるところでございますけれども、電気柵の要望の実績を見ますと20万から30万くらいの要望がほとんどでございます、今まで私の経験上50万を超えたという事例はないようでございますので、今の分で間に合うのかなど、

今ところそういう考えを持っております。

また、猟友会の、3点目の激減してるということでございますけども、これにつきましては私も大変危惧してるわけございまして、先ほど村長から説明ありましたところにもあったんですけども、ことしは事業を採用いたしまして新しく1名がその免許、狩猟免許を取るというようなこと、それに対して村としての助成を考えているというところでございます。

また、年間経費としまして5万ぐらいかかるというお話でございますけども、それも猟友会の会長さんの話を聞きながら今後詰めていきたいというような考えを持ってるところでございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） ただいまご丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） これで、一般質問を終わります。

日程第5、報告第7号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（近 良平君） 日程第5、報告第7号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 報告第7号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。この報告は、村財政の健全化判断比率と資金不足比率について、法律に基づき監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

いずれの比率も国で定める基準を下回りまして、村の財政はおおむね健全性を確保していると思っております。以上であります。

○議長（近 良平君） 本定例会は代表監査委員に出席していただきました。さきに監査委員が村長に提出した健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について報告を求めます。

代表監査委員、大戸三男さんお願いいたします。

○代表監査委員（大戸三男君） ごめんください。監査委員の大戸三男でございます。よろしく願いいたします。

それでは、平成26年度健全化判断比率審査意見書及び資金不足比率審査意見書についてご報告申し上げます。この意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査し、村長に提出したものでございます。

審査期間は平成27年8月4日から8月18日までです。

初めに、平成26年度健全化判断比率審査意見書です。

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記については、省略させていただきます。

(2)個別意見

①実質赤字比率について

国が示した早期健全化基準は、15.0%です。平成26年度の実質赤字比率は収支が黒字であり、該当いたしません。

②連結実質赤字比率について

国が示した早期健全化基準は、20.0%です。平成26年度の連結実質赤字比率は収支が黒字であり、該当いたしません。

③実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率は、9.6%となり、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

④将来負担比率について

平成26年度の将来負担比率は、29.4%となり、早期健全化基準の350%を下回っております。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。今後も健全な経営に努めていただくようお願いいたします。

次に、平成26年度資金不足比率審査意見書です。

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1)総合意見

審査に付されたいずれの公営企業会計も資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められました。

記は省略させていただきます。

(2)個別意見

国が示した経営健全化基準は、20.0%です。5つの特別会計と水道事業会計において資金の不足は発生していないことから平成26年度の資金不足比率は該当いたしません。

(3)是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。今後も健全な経営に努めていただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長（近 良平君） 代表監査委員、ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

初めに、報告第7号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第6、認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について

日程第7、認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（近 良平君） 日程第6、認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について及び日程第7、認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題といたします。村長の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について及び認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について、以上2件を、ご説明いたします。

平成26年度の一般会計と9つの特別会計の決算につきましては、5月末をもって出納を閉鎖し、会計管理者において決算書が調製され、村長に提出されました。また、公営企業の水道事業会計につきましても、3月末をもって決算書を調製しております。

提出されました決算書は、監査委員に対し、監査を要請し、このほど監査委員から意見書が提出されました。

よって、決算書に、その監査委員の意見書を添付し、また地方自治法の定めるところによりまして、主要な施策の成果を説明する書類、これを添えて議会の認定に付すものであります。

なお、監査委員が村長宛に提出した意見書につきましては、追って代表監査委員に朗読をしていただきます。議会において十分ご審議いただきまして認定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（近 良平君） これで、村長の説明を終わります。

さきに監査委員が村長に提出した決算審査意見書について報告を求めます。代表監査委員、大戸三男さん、お願いします。

○代表監査委員（大戸三男君） それでは、平成26年度関川村一般会計及び特別会計決算、平成26年

度関川村水道事業会計決算の審査意見書について、ご報告申し上げます。

初めに、平成26年度関川村一般会計及び特別会計審査意見書について申し上げます。

この意見書は、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度関川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類について審査し、村長に提出したものであります。

平成26年度関川村一般会計及び特別会計決算審査意見書

第1. 審査の対象

1. 平成26年度関川村一般会計歳入歳出決算
2. 平成26年度関川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
3. 平成26年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計歳入歳出決算
4. 平成26年度関川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算
5. 平成26年度関川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
6. 平成26年度関川村有温泉特別会計歳入歳出決算
7. 平成26年度関川村宅地等造成特別会計歳入歳出決算
8. 平成26年度関川村簡易水道特別会計歳入歳出決算
9. 平成26年度関川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
10. 平成26年度関川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
11. 平成26年度末における財産の調書
12. 平成26年度運用金の運用状況

第2. 審査の期間

平成27年8月4日から8月18日まで

第3. 審査の方法

この審査に当たっては、村長から提出された決算書類が関係法令に準拠して作成されているか、予算が適正に執行されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正かに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、慎重に審査を行いました。

第4. 審査の結果（決算諸表について）

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

第5. 決算の概要と審査意見

1. 関川村一般会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、次のとおりです。

表①決算収支の状況です。平成24年から3カ年併記してございますが、報告は平成26年度のみとさせていただきます。

歳入総額46億5,383万9,854円、歳出総額44億6,444万1,815円、形式収支1億8,939万8,039円、翌年度へ繰り越すべき財源2,144万5,000円、実質収支1億6,795万3,039円、単年度収支3,971万5,012円、積立金44万483円、繰上償還金、基金取り崩し額はございませんでした。実質単年度収支4,015万6,395円でした。

歳入総額は46億5,384万で前年度比3,345万円（0.7%）の減となっています。これは歳入の構成割合が多い地方交付税（50%）、村税（14.5%）、村債（8.1%）がそれぞれ減額になっていることや、自動車取得税交付金1,119万円の減額が主な要因と思われます。このうち、自主財源である村税は595万円の減で、中でも固定資産税の減額が大きいものとなっています。

歳出総額は44億6,444万円で前年度比8,304万円（1.8%）の減となっています。

歳出決算額の増減に影響を及ぼした主なものは、総務費では庁舎耐震化事業完了で4,461万円減、戸籍電算化事業3,343万円減、The MATSURI サミット補助金2,891万円減、新エネルギー推進事業2,641万円減、財政調整基金積立金5,000万円減。衛生費では新ごみ焼却施設建設負担金2,452万円減。土木費では道路橋りょう新設改良費9,360万円減。教育費では村民会館及び関川ふれあいど〜む施設整備工事費5,750万円減。公債費では3,657万円の減となっています。また、商工労働費では、わかぶな高原スキー場リフト整備及び大石ダム湖畔公園遊園施設工事などが加わり、施設整備費で4,589万円増。消防費では常備消防運営委託費1,199万円増、耐震性貯水槽設置工事の増加で施設整備費1,464万円増。災害復旧費では事業費ほぼ皆増で4,926万円増となっています。

また、性質別経費の状況では、義務的経費は15億9,776万円で前年度比2,790万円（1.8%）の増、投資的経費は6億2,259万円で前年度比8,667万円（14.2%）の減、その他経費（受託事業費を除く）は23億4,340万円で前年度比2,442万円（1.0%）減となっています。投資的経費のうち、普通建設事業費は4億7,299万円で前年度比1億3,593万円（22.3%）の減、災害復旧事業費は4,960万円で前年度比4,926万円のほぼ全額の増でした。

形式的収支は1億8,940万円の黒字となります。

翌年度へ繰り越すべき財源ですが、繰越明許費15事業2億4,432万円のうち、2億2,287万円は国、県の支出金と地方債の未収入特定財源であり、翌年度へ繰り越すべき一般財源は2,145万円となります。

実質収支は1億6,795万円で前年度を上回っており、単年度収支も3,972万円の黒字となります。

また、財政調整基金の積み立て・取り崩し、地方債の繰上償還金を加味した実質単年度収支も4,016万円の黒字となります。

また、地方債年度末残高は前年度末より1億1,319万円少ない49億5,967万円となっています。

経常収支比率は85.0%で前年度より1.9ポイント上昇し、依然財政運営は厳しい状況と思われます。

(イ) 事業執行等に関する意見

昨今の厳しい情勢の中、歳入の確保を図りながら事業の取り組みに努められました。村税など自主財源の収入が年々減少傾向にある中、村税の収納率向上やふるさと応援指定寄附金等の増加など収入の確保に努められています。平成26年度は災害復旧事業で多額の一般財源が必要となり、財政事情は厳しい状況でした。経常収支比率は若干ですが、上昇が見られるため、さらに経常的な経費の削減が必要と思われます。

このような状況の中で、事業の取り組みには費用対効果を十分考慮し、公共的事業の見直しをお願いいたします。また、村有施設の効果的活用、整理または民間移行などに、さらなる検討を重ねられ、適切な管理運営に努めるようお願いいたします。

なお、新たな事業展開には将来を見据え、堅実に進められるとともに自立する村の発展に一層努力されるよう要望します。

次に、特別会計に入らせていただきます。恐れ入りますが、各会計決算の収支の状況については、省略させていただきます。

2. 国民健康保険事業特別会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表②の記載のとおりですが、歳入は前年度比2,122万円(3.0%)の減、うち保険税収入は891万円(7.3%)の減となっています。保険税の現年分収納率は97.0%で、前年度より0.6ポイント下がっております。滞納繰越金額は927万円となっております。歳出は、前年度比1,720万円(2.8%)の減となっています。

国保財政は依然厳しく、一般会計からの繰入金は前年度比1,494万円(26.4%)の増となっています。基金の年度末残高は2,410万円となっています。

(イ) 事業執行に関する意見

保険給付費は減少傾向にあります。特に特定健診、特定保健指導の受診率を高めていただき、住民の健康づくりや疾病予防に適切な指導をお願いいたします。また、保険税収納率が下がります。引き続き収納率向上に努められるよう、お願いします。

3. 国民健康保険関川診療所特別会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表③記載のとおりです。歳入は前年度比156万円(2.8%)の増となっていますが、その内訳は診療収入が前年度比269万円(5.9%)の減、一般会計繰入金は前年度比688万円(皆増)の増で、基金繰入金は前年度比180万円(34.0%)の増となっています。歳出は前

年度比179万円（3.4%）の増なっています。

（イ）事業執行等に関する意見

患者数や診療収入が減少傾向にあります。また、診療延べ人数7,455人のうち60.7%を65歳以上の高齢者が占めており、75歳以上の後期高齢者は3,634人となっています。地域住民の高齢化（高齢化率37.2%）に伴い、在宅医療の充実が求められています。訪問診療やみとりなど村の診療機関として地域の実情に応じた対応が必要と思われれます。適切な診療所運営に努めていただくようお願いいたします。

4. 介護保険事業特別会計

（ア）収支状況について

決算収支の状況については、表④記載のとおりです。

歳入は前年度比303万円（0.3%）の増、歳出は前年度比2,244万円（2.3%）の減となっています。介護認定者は若干増加していますが、サービス受給者数は減少しています。保険給付費は前年度比2,603万円（3.0%）の減となっています。

（イ）事業執行等に関する意見

介護認定者が増加傾向にある中、介護予防対策は積極的な取り組みが見られます。今後も高齢者を地域で支える仕組みづくりの取り組みを推進し、介護福祉の向上に努められるようお願いいたします。

5. 後期高齢者医療特別会計

（ア）収支の状況について

決算収支の状況については、表⑤記載のとおりです。

被保険者数は1,432人で、村内人口の約23.4%となっています。広域連合納付金は前年度とほぼ同じ、5,719万円となっています。

（イ）事業執行に関する意見

引き続き医療適正化に努めていただくよう、お願いいたします。

6. 村有温泉特別会計

（ア）収支の状況について

決算収支の状況については、表⑥記載のとおりです。

湯沢温泉3号井の揚湯試験を行っています。その財源として一般会計から400万円を繰り入れています。

（イ）事業執行等に関する意見

今後も起こり得る施設の修繕あるいは更新に備え、温泉の多角的な活用、使用料の見直し等検討していただき、健全な運営管理に努めるようお願いいたします。

7. 宅地等造成特別会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑦の記載のとおりでございます。

当該年度では土地の売却はなく、下関地区第4期分のうち1区画が残っていました。27年度で売却済みと聞いております。

(イ) 事業執行に関する意見

特に指摘すべき事項はありません。

8. 簡易水道事業特別会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑧記載のとおりです。

歳入は前年度比369万円（7.1%）の増、歳出は前年度比332万円（6.8%）の増となっています。歳入では一般会計繰入金が577万円（22.6%）の増、歳出では施設費が前年度比487万円（14.4%）の増となっています。

(イ) 事業執行等に関する意見

給水人口は当初の計画に比べ大幅に減少しています。健全な管理運営に一層の努力をしていただくとともに安全で良質な水道水を安定して供給するため、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

9. 公共下水道事業特別会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑨の記載のとおりでございます。

歳入は前年度比2,089万円（4.4%）の減、歳出は前年度比1,862万円（4.0%）の減となっています。これは事業費、起債償還金の減によるものです。

(イ) 事業執行等に関する意見

処理区域内の人口減少に伴い、加入人口も減少しております。加入率の促進に一層の努力をお願いいたします。

なお、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いいたします。

10. 農業集落排水事業特別会計

(ア) 収支の状況について

決算収支の状況については、表⑩記載のとおりです。

歳入は前年度比635万円（5.3%）の減、歳出は前年度比608万円（5.4%）の減となっています。これは事業費、起債償還金の減額によるものです。

(イ) 事業執行に関する意見

処理区域内の人口減少に伴い加入人口も減少しています。加入率の促進に一層の努力をお願いいたします。

なお、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討をお願いします。

11. 財産（基金）の状況

平成26年度ベースの積立基金の年度末残高は16億4,010万円となっています。過疎地域自立促進事業基金に4,002万円を積み立てていますが、環境衛生施設整備基金や商工観光振興対策基金など1億6,550万円を取り崩しています。ふるさと応援基金は81件、548万円の寄附を積み立てていますが、860万円を取り崩し、事業に充当しており、年度末残高は915万円となりました。また、寄附金の累計は2,019万円となっております。診療所管理基金は350万円を取り崩し、年度末残高は6,124万円となっています。介護保険給付準備基金は1,502万円を積み立て、年度末残高は4,350万円となっています。

12. 基金の運用状況

運用基金の土地開発基金及び奨学基金は年度中の増減はなく、年度末残高は1億5,094万円となっています。

以上、平成26年度関川村一般会計及び特別会計決算について意見と要望を述べましたが、今後とも健全財政の堅持に努力を続けられるよう期待いたします。

続きまして、平成26年度関川村水道事業会計決算の審査意見書についてご報告申し上げます。

この意見書は地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度関川村水道事業会計決算について審査し、村長に提出したものであります。

決算審査意見書

第1. 審査の対象

平成26年度関川村水道事業会計決算

第2. 審査の期間

平成27年8月4日から8月18日

第3. 審査の方法

村長から提出された決算報告書及び財務諸表が法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、事業財政の状態、管理運営について担当課長等の説明を求めました。

第4. 審査の結果

平成26年度の決算報告書及び財務諸表は法令に準拠して作成され、かつ経営内容や財政状況も適正に表示されており、正当なものと認めました。

第5. 決算の概要

(1)業務量

給水人口は前年度比101人（2.1%）の減となり、年間総配水量と年間総有収水量については、それぞれ前年度比3万8,021立方メートル（6.1%）の減及び2万7,520立方メートル（5.5%）の減で、有収率は0.5ポイント低下しています。

表①業務量の比較欄ですが、平成26年度は給水人口4,602人、給水戸数1,701戸、年間総配水量58万3,845立方メートル、年間総有収水量46万9,872立方メートル、有収率80.5%でした。

(2)経営成績

表②損益計算書の比較欄ですが、平成26年度は営業収益8,069万2,410円、営業費用7,166万7,409円、営業収支902万5,001円。営業外収益2,147万8,976円、営業外費用2,676万7,295円、営業外収支マイナス538万8,319円。特別利益はございません。純利益・純損失は、プラス373万6,682円でした。純利益は前年度比490万円の減となっています。このことについて、収益と費用の動きは、以下のとおりです。

①収益について。営業収益は前年度比306万円（3.7%）減、営業外収益は機械設備損害保険料、収入がふえたことにより前年度比220万円（11.4%）の増となっています。

②費用について。営業費用は施設の修繕料等の増により前年度比504万円（7.6%）増、営業外費用は企業債利子償還金の減により前年度比100万円（3.6%）の減となっています。

第6. 事業執行等に関する意見

給水人口の減少に伴い有収水量及び給水収益が減少しており、この傾向が続くものと考えられます。収益的収支は営業利益が出ているものの、営業外収支の企業債利子償還金は一般会計からの補助金に頼っている状況です。健全な管理運営に一層の努力をしていただくとともに、安全で良質な水道水を安定して供給するため、今後到来する施設の老朽化に備えた更新計画の検討が必要と思われれます。

以上、平成26年度関川村一般会計及び特別会計決算意見書、平成26年度関川村水道事業会計決算審査意見書のご報告を申し上げます。終わります。（発言者あり）申しわけありません。

関川村水道事業会計決算の決算審査意見書の中で、第5. 決算の概要でございます。(1)業務量、これ、改めて報告させていただきます。

給水人口は前年度比101人（2.1%）の減となり、年間総配水量と年間総有収水量については、それぞれ前年度比3万8,021立米（6.1%）の減及び2万7,520立米（5.5%）の減で、有収率は0.5ポイント改善いたしました。ということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 代表監査委員、ご苦労さまでした。

休憩します。14時30分まで。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

あらかじめお願いしますが、決算認定案件2件につきましては、お手元に配付の平成26年度決算審査特別委員会分科会審査書（案）により審査いただく予定ですので、質疑は所管外のことについて行い、所管事項については分科会審査時に行うようにしたいので、ご協力をお願いします。

それでは、質疑を行います。

初めに、認定第1号 平成26年度関川村各会計の決算認定について質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号 平成26年度関川村水道事業会計の決算認定について質疑を許します。質疑はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝ですけども、第5の(1)業務量なんですけども、総配水量が3万8,021、それから総有収水量が2万7,520立米、これで大体1,000立米ぐらいの差ですけども、これ何が原因と考えますか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 担当課長に詳細説明させます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 詳細には把握はできませんが、漏水とそれから消火栓等の使用だと考えられます。防火水槽も含みます。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） それは漏れとか消火栓の使用ということの説明だったんですけども、それに対して5ポイント改善されていると、そういう回答なってるわけですね。恐らくじゃ漏れ箇所は毎年把握されてると思うんですけども、その辺の修繕なんかは全然やってこられなかったんですか。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 毎年、漏水調査等やりながら箇所を把握して修繕をしております。

○議長（近 良平君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございせんか。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています認定第1号及び認定第2号については、8人の委員をもって構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び認定第2号については、8人の委員をもって構成する平成26年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

資料を配付するために、しばらく休憩します。お願いします。

午後2時32分 休憩

午後2時33分 再開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平成26年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第2条第2項の規定により、ただいま配付した平成26年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、平成26年度決算審査特別委員会の委員は別紙のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時42分 再開

○議長(近 良平君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 8、議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 9、議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

○議長(近 良平君) 日程第8、議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(平田大六君) 議案第57号 関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例、以上2件についてであります。いずれもマイナンバー制度にかかわる改正でありまして、個人情報保護条例は総務課長に、手数料条例は住民福祉課長にそれぞれ詳細を説明させます。

○議長(近 良平君) 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、関川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

まず、その前に、この前段につきましてもう少し、村長の趣旨説明ありましたが、もう少し詳しく説明させていただきます。

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法といわれますけれども、これが公布され、施行されようとしております。国民全員に個人番号、いわゆるマイナンバーが付番されることとなりました。個人番号は個人情報のうちの一つとなり、番号法では個人番号を含む個人情報、以下「特定個人情報」といいますが、これについて特定個人情報以外の個人情報よりも厳格に保護することとしており、市町村に対しても番号法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう求めております。

関川村では個人情報の保護は関川村個人情報保護条例に基づいて行われていることから、今回番号法に対応するために改正を行おうとするものであります。

それでは、新旧対照表の1を見ていただきたいと思います。

第2条関係でございます。ここでは用語の説明をしております。特定個人情報でございますが、先ほど申し上げましたとおり個人番号を、その内容に含む個人情報を指してございます。

それから、情報提供等記録ということでございますが、これは情報提供ネットワークシステムに接続された電算機の記録を指してございます。

その他の用語については、書き加えられたとおりでございます。

次のページに、2ページ目にいっていただきたいと思います。

第7条の2でございますが、番号法では特定個人情報の保護強化が必要ということで、それを求められてるわけですが、その保護強化の対応について個人情報保護審議会の意見を聞くということを第7条の2で規定しているものでございます。

第7条の3でございますが、特定個人情報のファイルを保有するときは個人情報保護審議会に通知をしなければならないということを定めてございます。その内容について各号で規定してございます。

7条の3の第2項でございます。その例外規定を規定してございます。通知しなくてもいい場合を規定してございます。

次に4ページにいきまして、7条の3の第3号でございます。これにつきましては保有をやめたとき及び通知事項で、審査会への、審議会への通知事項でなくなったとき審議会に通知するというところでございます。

それから、第7条の4でございます。特定個人情報ファイルの作成及び公表と書いておりますが、保有する特定個人情報ファイルについて帳簿をつくり、公表しなければならないということを規定

してございます。

その2項でございますが、帳簿にしない特定情報ファイルの規定でございます。

続きまして、第3、その7条の4の第3項でございます。5ページになります。中段でございますが、審議会に通知するものでも帳簿にしない特定情報ファイルの規定をしてございます。

それから、第10条及び第10条の2でございますが、医療及び提供制限を一般保有の個人情報と特定保有の個人情報を分けて規定しております。

次に、10条の3、6ページになりますが、保有特定個人情報の提供の制限を規定しております。これはマイナンバー法に書かれてある、このものしか提供してはならないと、特定個人情報はそれしかしてはならないということでございます。一般個人情報は、その他いろいろ緊急の場合とかそういうものを決められてできることになってるんですが、特定個人情報は番号法の19条の各号に該当するもの以外提供をしてはならないということを定めてございます。

それから、7ページいきまして15条の第2項でございますが、保有特定個人情報の請求人には任意の代理人を加えたものでございます。今までは法定代理人という形でされておりますが、開示請求に係るもの、それらにつきましては任意の代理人も加えるということでございます。

第16条に関しましては、任意の代理人も入るので法定代理人を代理人としたものでございます。

8ページにつきましてもその関係と、それから特定個人情報に係る開示決定についての期間をほかの個人情報とは違わせてございます。

それから9ページ、第22条でございます。番号法に規定された記録、規定された記録に記録された特定個人情報は事案の移送ができない、要はほかのところにもそのものを送ってやるというようなことは、この事案移送といいますけれども、その事案をほかのところにも処理してもらおうというようなことはできないということを規定しております。

第24条は代理人の関係でございます。

第27条は訂正請求の関係でございます。

第28条につきましても訂正請求、訂正請求の請求人につきましても代理人という形に訂正をしております。それから、訂正請求の場合でも事案の移送はできないということで31条で規定してございます。

それから、保有個人情報の提供先等への通知ということで番号法で規定され記録された特定個人情報の通知先を、この11ページなんですけれども、第2号のところでも総務大臣及び番号法第97条に規定する情報紹介者または情報提供者ということで特定個人情報の訂正された場合の通知の先を規定してございます。

利用停止請求についての規定が第33条でございます。利用停止請求を一般保有の個人情報と特定保有の個人情報に分けて規定しております。第33条の1項それから2項で分けて、2項のほうに保

有特定個人情報を分けて規定しております。

その他につきましては、代理人が法定代理人を代理人として直しているものでございます。

以上です。

○住民福祉課長（中東正子君） 条例案説明の前にマイナンバーカードについて簡単に説明させていただきます。

国は新聞、テレビ等で国民に周知しているところでございますが、10月5日のマイナンバー制度の施行によりまして10月以降の全国民マイナンバーをお知らせする通知カードが郵送される予定でございます。また、強制ではありませんが、申請された方には個人番号カードが平成28年1月から交付される予定でございます。

どちらのカードも最初のカードは無料で交付されますが、なくされてしまった場合の費用は自己負担となりますので、手数料を定めるとするものでございます。

また、今までの住民基本台帳カードは有効期限までは使用できますが、再交付はことしの10月末で終了となります。

以上のことについて、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の4について説明させていただきます。議案第58号 関川村手数料に関する条例の一部を改正する条例

4ページあるうちの1ページ目をごらんください。

第1条関川村手数料に関する条例の一部を、次のように改正する。

1ページ目、1の4とありますが、1ページ目、表の中をごらんください。別表の(16)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付1件につき500円を加えるものです。

(16)が入ったことによりまして、次からの括弧内の数字が一つずつ繰り下がります。

第1条のこの部分は、平成27年10月5日から施行されます。

次のページをごらんください。第2条、ここからは平成28年1月1日から施行される改正部分です。

次の3ページ、3の4ページになってますが、別表の中、右が改正前の(15)住民基本台帳カードは発行されませんので、その部分を改正します。改正後(15)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、以下「番号法」という。第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付1件につき800円の改正となってまいります。

次の(16)は(15)で法律名を、以下「番号法」というとしていますので、番号法に改正するものでございます。

附則としまして、1. この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定並びに次

の事項の規定は平成28年1月1日から施行します。

次のページお願いいたします。

最後の附則2で平成27年12月31日まで申請のあった第2条の規定による改正前の住基カードの交付、再交付の手数料は従前の例によるとしています。

以上で、条例の説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。議案第57号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

日程第10、議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）

日程第11、議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12、議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第13、議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）

○議長（近 良平君） 日程第110、議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）から議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）まで、以上4件を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第59号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）、議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）、以上補正予算4議案についてご説明をいたします。

一般会計補正予算（第3号）は、1億2,340万円を追加補正するものであります。今年度の地方交付税の本算定作業が7月末までに終了いたしまして交付額の見込みが立ちましたので、財政調整基金の取り崩しの減額、また新たな積み立てを行うとともに現時点で急がなければならないものについて補正予算を編成いたしております。

補正予算の詳細は、それぞれ総務課長、住民福祉課長、農林観光課長に説明をさせますので、よ

ろしくお願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、平成27年度関川村一般会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。歳入歳出1億2,340万円を追加して49億5,540万円とするものでございます。

歳出から説明させていただきたいと思いますので、13ページをお開き願いたいと思います。

情報システム管理費の印刷製本費はマイナンバーの住民向けのリーフレットの作成でございます。委託料105万4,000円ですが、その大きなものはマイナンバー関連で中間サーバーの接続用の装置の設定と作業委託でございます。備品購入費でございますけれども、一部役場庁舎のテレビの映り等が非常に悪くなりまして、その更新をお願いするものでございます。それから、システム情報は役場のファイルサーバーの容量が不足してきてまして、この更新、入れかえが必要であるということをお願いするものでございます。文書広報費につきましては、集落等の調査等いろいろ見ていただいで受信機の更新が必要だったりなかったりしたものについて予算をお願いするものでございます。

財産管理費の立木の伐採でございますが、旧土沢小学校のグラウンド周囲の桜の枝切りでございます。

積立金・財政調整基金の7,826万9,000円でございますが、これは交付税算定におきまして下水道費のところで県のほうでのちょっと錯誤がございまして余計本年度中に交付されてきております。それ、来年度普通交付税の算定のときにそれを減額されて交付されることに決定されましたので、その分については来年度の財政のために積み立てるものでございます。交通安全灯につきましては、修繕及び安全灯の移設工事でございます。新エネルギー推進費の雇用賃金につきましては、雇用期間の延長、当方としましては12月まで今の職員の延長をお願いしたいということで予算をお願いするものでございます。

戸籍住民基本台帳費はマイナンバー関係に係るものでございます。

社会福祉費でございますが、負担金、補助及び交付金につきましては平成26年度の後期療養給付費負担金の精算に伴う増額でございます。扶助費につきましては、やまゆり荘が9月から1名入所者、関川関連の入所者がふえることに伴う保護措置費の増加でございます。それから、社会福祉施設費でございますけれども、むつみ荘では自動ドア、それから地域交流センターは花見の里の乗り入れのグレーチングの改善でございます。

それから、心身障害者の福祉費でございますけれども、福祉タクシーを行いたいというものに対しての購入補助金を記載してございます。医療給付費に関しましては精算の関係でございます。それから、次の児童措置費についても同様でございます。保育園の管理費はテレビのほうのやはり大分古くなってちょっと更新をお願いしたいということでございます。

衛生費関係、母子衛生費は精算の関係でございます。

農業費でございますけれども、農業総務費の臨時雇用につきましては、転作関係の関係で臨時雇用をお願いしたいということでございます。それから、負担金、補助及び交付金は有害鳥獣関係で申請がありました補助金についてお願いしたいということでございます。

それから、畜産の工事請負費でございますが、松平畜産団地の送水や給水管の漏水等ありまして、その布設がえ工事でございます。

林道の林道維持管理費でございますけれども、新関沢線ののり面工事や蛇喰中束線の横断側溝の修繕が主でございます。

それから、19ページの林業振興費でございますが、今年度関川村は岩船林業祭の林業振興祭の会場になりますけれども、その幾地の植樹会場の草刈り枝打ちの費用でございます。

観光振興費でございます。職員の旅費は全国ホテルサミット関係の関係、それからそれら当初予定しなかった出張がちょっとあったためでございます。町イチ村イチ運営委託料はシルバーウィークに東京で開催されることが決定し、その運営委託料を、こちらのほうの、参加して、その運営委託料を負担するものでございます。村有会計の繰出金につきましては、修繕費の不足分でございます。

それから、観光施設費の修繕料でございますが、わかぶな高原スキー場の喫煙コーナーの設置及び滑りどめマットの張りかえを行うものでございます。観光施設の、観光施設整備費の工事費ございますが、ゆ〜むの給水ポンプの更新を行うものでございます。

次にいきまして、道路橋りょう維持費でございますが、修繕料1,200万円、お願いするわけでございます。この春精査した結果、かなり道路の陥没等修繕箇所が多くありまして、当初予算1,000万円組んでおりましたんですけれども足らなくなりました。道路の補修等やらないと道路管理者としての責任が果たせませんので、補正をさせていただきたいと思っております。それから、道路橋りょう維持費でございますが、鉾江沢の道路側溝の、道路の側溝の敷設でございます。鉾江沢の一番奥のほうになります。

住宅改修費の補助事業でございますが、本年度非常に消化が順調でございまして、予算も、もう少し使い切る見込みでございます。もう少し、このせっかくリフォームしたいという需要喚起にもなりますし、波及効果もありますので、この補助事業を拡大して行いたいというふうに考えております。100万円を補正いたします。

それから、集落排水費の修繕料は上土沢の本村のところでございます。それから、同じく集落排水費の工事請負費は保健センター裏の工事費の増嵩によるものでございます。

消防費でございますけれども、工事請負費につきましては、防火水槽の単価の改正、諸経費の増嵩に伴う補正でございます。減額につきましては、入札執行結果による減額でございます。

学校管理費につきましては、大きいのは焼却炉の撤去工事160万円でございます。

それから、社会教育費につきましては、安角のふれあいの家の地下タンクの修繕、それから地下タンクの支持、壁面支持径の修繕、それから片貝ふれあいセンターの玄関屋根の外壁の補修、村民会館大ホールの屋上防水の補修などがございます。関川みちの館の看板製作は渡邊家の秘宝、酒井抱一展の看板製作の1件でございます。

それから、歳入のほうに移らせていただきます。9ページでございます。

地方交付税決定いたしまして補正をするものでございます。これ全てではございません。留保財源、まだこれから補正財源がありますので、留保財源を抱えてございます。

それから、老人ホームの入所者負担金につきましては、やまゆり荘関係でございますし、総務費の国庫補助金関係、プレミアム商品券の5%分の財源措置が可能になりましたので、180万円措置するものでございます。それから、財産売却収入につきましては、除雪ドーザの売り払い、それから凍結防止剤車の、防止剤散布車ですか、その売り払いの収入でございます。

財政調整基金につきましては、交付税が確定いたしましたので、とりあえず1億円を繰り入れを取りやめるものでございます。

介護保険の特別会計の繰り入れ分のつきましては、26年度の計算による繰入金でございます。

前年度繰越金につきましては、財源調整で繰越金を計上しております。

それから、職場の健康づくり事業助成金につきましては、共済事業のメンタル研修会、これは100%助成なんですけれども、それに基づいて村の職員に対しての研修事業を行いたいと考えております。

地方債につきましては、消防ポンプ車の整備事業債、それから臨時財政対策債につきましては、これは交付税と同時に決定してまいるものですから、それによって計上しております。

それで、8ページの地方債補正でございますけれども、追加としまして農業経営体育成基盤整備事業ということで、これを過疎対策事業でとれることになりましたので、その下の下に3. 廃止となっておりますが、この組みかえでございます。それから、消防ポンプ車の整備事業債及び臨時財政対策債につきましては、限度額の変更でございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 次に、住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 続きまして、議案第60号から61号まで説明させていただきます。

議案第60号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算第（2号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,220万円とするものでございます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。207ページをごらんください。

11款諸支出金 1 項5目償還金、療養給付費等交付金精算返還金183万円は退職被保険者等の保険給付に対する交付金の過年度実績に伴う返還金でございます。その下の療養医療給付費等負担金精算返還金117万円は療養給付費等に対する国からの負担金の過年度実績に伴う返還金、歳出合計で300万円の増額補正をするものでございます。

続きまして歳入でございます。前のページ、206ページをごらんください。

11款繰越金 1 項 1 目 1 節療養給付費等交付金繰越金、先ほど申し上げました歳出で返還金が発生したための調整317万円の増額補正です。2目その他繰越金、歳入歳出補正予算額の調整375万2,000円の減額補正です。繰越金の合計58万2,000円の減額補正でございます。

12款、諸収入 2 項 7 目 1 節新潟県国民健康保険団体連合会積み立て資産返還金、返還金の358万2,000円は今回限りとなります。これはどういうお金かといいますと、県の国保連合会では審査支払分による手数料収入を今まで積み立てしておりました。その積み立て処理が国税庁の指摘によりまして収益事業ですということで見なされたために過去にさかのぼり課税されることになりました。その税金を納めた後の残りの分、積み立ての残分を各保険者に返還することとしたものでございますので、今回限りの返還です。

なお、国税庁からの指摘後は手数料収入は保険者へ還元することとしていますので、以後このような収益事業と見なされないとの報告を受けております。

以上で、歳入合計300万円の増額補正とするものでございます。

続きまして、議案第61号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,561万円とするものでございます。

最初に、歳出から説明させていただきます。405ページをごらんください。

6 款諸支出金 1 項 2 目償還金、介護保険過年度分の返還金等2,647万円、国県支払基金への給付費、地域支援事業の過年度の精算の返還でございます。

次、2 項 1 目一般会計繰出金263万円、村への過年度給付費、地域支援事業の精算返還金、実績8件に伴うものでございます。

歳出合計2,910万円を増額補正とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。前のページ、404ページをごらんください。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金155万6,000円は介護給付費の追加交付に伴う増額分でございます。

8 款繰越金、今回の償還金等の歳出に伴う調整のため2,754万4,000円の増額として、歳入合計

2,910万円増額補正とするものでございます。

以上で、介護保険会計の説明を終わらせていただきます。

○農林観光課長（伊藤 隆君） それでは、601ページをお開きください。議案第62号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を2,810万円とするものでございます。

最初に、歳出の605ページをお開きください。605ページの歳出でございます。修繕料でございますけれども、ことし漏水修繕がございまして、当初の予算額がなくなってしまったため、今後の修繕に対応できるように補正をお願いするものでございます。

前のページの604ページをお開きください。歳入でございますけれども、今ほど申しました修繕料分につきまして一般会計からの繰り入れをお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

初めに、議案第59号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号の質疑を許します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号及び議案第62号は、会議規則第39条第1項の規定により所管であります産業建設常任委員会へ、議案第60号及び議案第61号は所管であります総務厚生常任委員会付託します。

日程第14、議案第63号 村道路線の廃止について

○議長（近 良平君） 日程第14、議案第63号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第63号 村道路線の廃止についてであります。詳細は建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 議案第63号 村道路線の廃止についてですが、川北郷145号線でございます。一番最後のページと2ページ目ですが、南部路線が路線名川北郷145号線、起点・関川村高田449番地2、終点・関川村大字高田764番地でございます。

村道廃止の理由でございますが、関川村森林組合が新潟県の補助事業「森林整備加速化・林業再生事業」により林業占用道路、占用道を高田地内に開設して地域の間伐施業を実施することになりました。既存路線の利便性向上を図り、事業を円滑に実施するため村道を廃道とし、林業占用道として拡幅改良することのために村道を廃止、一部廃止するものでございます。

なお、路線廃止後の管理につきましては、森林組合が土地所有者との間に協定を結ぶことになっております。以上です。

○議長（近 良平君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご質疑なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご質疑なしと認めます。したがって、議案第63号 村道路線の廃止については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後3時27分 休憩

午後3時29分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、議案第64号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第4号）

○議長（近 良平君） 追加日程第1、議案第64号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 追加議案の説明をいたします。

議案第64号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第4号）についてであります。この補正予算は債務負担行為の設定2件であります。

1件は、旧平田鉄工所の倉庫敷地を取得し、整地は完了しております。そこに第3期メゾン下関の建設を行います。しかし、工期の関係で早急に契約を締結する必要がありますので、その対応をお願いするものであります。

もう一件は、さきの強風によりまして村内でも稲に白穂被害が発生し、昨年同様農協では融資制度を設けるとしておりまして、それに対して村の負担がありますので、それに対応するものであります。

詳細は総務課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 補正予算（第4号）でございます。2ページを開いていただきたいと思います。

第1表債務負担行為でございます。平成27年台風被害等復旧支援資金の融資に伴う利子補給、JA資金でございます。期間は27年から37年まででございます。緊急農業経営安定化資金融資残高の当初5年間は0.12%、6年目より1%に相当する額の利子補給を行います。

8月24日から台風15号による稲作被害がございました。そのために当村では被害面積が19.7ヘクタール、農林観光課で調査したところ、あるという報告を受けております。これに基づきましてJAのほうでは融資制度を設けて被災農家に対して融資制度を実行したいということで、村として利子補給をお願いしたいということで、それに基づいて村として応ずるものでございます。

それから、先ほど村長から詳細に説明ありました第3期のメゾン下関でございますが、期間が平成27年から平成32年まででございます。早期に着工して利用者の利便を図りたいということでお願いするものでございます。以上です。

○議長（近 良平君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。最初の台風被害なんですけど、この融資、農協から融資、農家の人に融資される、その利息分を払うということなんですけども、金額にしてどのくらい予想されるのか。

それと、もう一つ、メゾン下関の3期の工事なんですけど、これ前も、前にはもう皆こういう形で一応ハウスメーカーからリースということでやったんですけども、今回、例えば地元の大工さんなんかも仕事ないような状態なんで、そういう部分で地元業者にやらせるという考えはなかったもんだらうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 予想される金額というお話でございますけども、この話が出たのはきのうでございます、正式文書いただいたのはきのうでございます、今のところ農家からの直接の問い合わせはない現状でございます。

先ほど総務課長からお話しありましたように村、農協さん、それと振興局、県の方で調査を実施しました。状況的には荒川筋、両関、それと反対側の湯沢、沢から高田までの間、その辺が特にひどうございまして、女川の上流のほう、小和田地内にも若干見えるということで、合わせて約20ヘクタールが想定される被害面積でございます、これから農家のほうに伝えていって状況、どのぐらいの申請が上がってくるかという状況になってございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 業者は村内を想定しております。

○議長（近 良平君） 平田さん。

○10番（平田 広君） 私のほうは台風の関係ですけども、0.12%の利子補給大元の率は幾らでなのか。

それと、今のメゾンの関係、1人、あそこに、戸数ですね、1人家庭あるいは夫婦家庭、どのぐらい戸数できるか、その辺教えてください。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 新潟県信用農業協同組合連合会のほうでございますけども、そこで考えております基準金利につきましては、1.6%でございます。でありますけども、今回の災害というようなことで基準金利を1%に設定してございます。そのうち、村が、償還が5年間0.12%、6年目以降より1%を補填してくれと、こういう内容になってございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） 今回建設いたしますのは世帯向けの5世帯を予定しております。以上です。

○議長（近 良平君） いいですか。（「結構です」の声あり）これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略します。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご質疑なしと認めます。したがって、議案第64号 平成27年度関川村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

○議長(近 良平君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次回は9月18日午後3時から開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時38分 散 会